

各施設管理者 様

神奈川県健康医療局保健医療部健康増進課長
(公 印 省 略)

「神奈川県公共的施設における受動喫煙防止条例」の一部改正に係る
周知について (依頼)

「健康増進法の一部を改正する法律」(平成 30 年法律第 78 号。以下「法」という。平成 30 年 7 月 25 日公布)が令和 2 年 4 月 1 日から全面施行されることに伴い、標記のとおり「神奈川県公共的施設における受動喫煙防止条例」(以下「条例」という。)を一部改正しました。(令和元年 10 月 21 日条例第 38 号)

これにより施行日以降、従来の「分煙」が認められなくなりますのでご留意いただき、関係施設におかれましては、適切な対応についてよろしくお願いいたします。

また、貴会員の皆様への周知について御配慮いただけますよう、御協力をお願いいたします。

なお、法につきましては、保健所設置市(横浜・川崎・相模原・横須賀・藤沢・茅ヶ崎)においては各市が施行主体となるため、各市が法に関する業務を行うほか、市から法の広報・周知に関して協力依頼を行うことがありますので、その際は御協力くださいますよう、併せてお願いいたします。

1 改正の考え方

◇ 法が条例を上回る規制については、条例の規定を削除する。

(主な規制)

- ・ 法の第一種施設以外は、原則屋内禁煙(法第一種施設は敷地内禁煙)
- ・ 新規の飲食店は、面積に関わらず原則屋内禁煙

◇ 条例が法を上回る規制については、条例の規定を残す。

(主な規制)

- ・ 「禁煙」の表示義務
- ・ 未成年者の喫煙区域等への立入規制に対する罰則適用
- ・ 条例の第 1 種施設の一部(物販店等)は禁煙(指定たばこ専用喫煙室の設置不可)

2 改正の主な内容

◇ 法規制が適用される規定の削除

法の規制が条例の規制を上回る内容について、法に委ねることとし、当該内容に関する条例の規定を削除する。

- ・ 第8条（喫煙禁止区域での喫煙禁止）
- ・ 第9条（第1種施設における禁煙措置、第2種施設における禁煙または分煙の措置）
- ・ 第12条（喫煙器具または設備の設置禁止）
- ・ 第14条（喫煙の中止の求め）
- ・ 第15条第1項各号（喫煙禁止区域等の表示）
- ・ 第20条（知事認定施設（適用除外施設））

◇ 法施行に伴う定義規定の削除

法において「分煙」及び「喫煙所」が認められていないことから、当該定義を削除する。

◇ 法施行に伴う対象者の変更

法において喫煙区域への立入制限を課す対象者が「二十歳未満の者」であることから、条例における「未成年者」の一部を「二十歳未満の者」に改正する。

◇ 法施行に伴う施設種別の変更等

法において新たに規定された施設種別の名称が条例の施設種別の名称と重複することから、「第1種施設」「第2種施設」「特例第2種施設」をそれぞれ「県第1種施設」「県第2種施設」「特例県第2種施設」に改正する。

3 施行期日

令和2年4月1日（改正法の全面施行日と同日）

（送付）

- 新旧対照表
- 改正後条例全文
- 事務連絡

問合せ先
たばこ対策グループ 三ツ谷
電話 045-210-1111(内5027)